

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成業務」の明確化	行政書士法第1条の3第2号	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 二 略	行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行えることを有権解釈その他の方法で明確化する。	行政書士は2001年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口授どおりに作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼された場合は、行政書士の業務として処理できることはいふまでもない。」(地方自治制度研究会「改訂新版 詳解行政書士法」30頁・2000年)とある。 2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになった。 2003年成立の改正行政書士法第72条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)が該当し、各士業法の設置が行われ、各士業が各士業法に基づいて行なう活動は弁理士法第72条の規制の対象外となった。 ところが、行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行うことができるのか、国民にはわかりにくい。有権解釈その他の方法で明確化していただきたい。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。 当該提案の実現については弁理士法に関わるところであり、弁理士法に基づき判断されるべきものである。		1 0 2 5 0 1 0		個人	香川県	総務省	
040020	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	行政書士法第1条の3第2号	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 二 略	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応ずることができる。と規定する。	国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。 平成13年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行いつつ他の意味を含むものである」と解される。 (総務省行政課二課補給「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁・2001年)とある。 行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」は弁理士法第72条の規制対象外である。 法務省は、弁理士法第72条本文の「その他一般の法律事件」については事件性必要説を相当とし、契約関係事務に限り、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討は「事件性」なしと、弁理士法第72条の規制対象外としている(「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁理士法第72条の関係について」平成15年12月8日 法務制度検討会 配布資料)。 平成12年成立の改正弁理士法第4条第3項に弁理士の「紛争性のない契約代理業務」が規定されたが、特許庁の有権解釈として「紛争性のない契約代理業務」については、特段の規制の必要性がない限り、営業の自由に属し、弁理士法第72条の規制対象外である。 (特許庁総務部総務課「改訂新版 条辨弁理士法」73頁・2005年)とある。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。 当該提案の実現については弁理士法に関わるところであり、弁理士法に基づき判断されるべきものである。		1 0 2 5 0 2 0	個人	香川県	総務省 法務省		
040030	行政書士への行政不服審査代理権の付与	行政書士法第1条の3第1号	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関して行われる聴聞又は行政機関の付与の事務その他の意見陳述のための手続において当該官公署に對してする行為(弁理士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。 二 略 三 略	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。	行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理、行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会への付与の手続その他の意見陳述手続代理」を行う行政手続の専門家であり、国民と行政との橋渡しの役割を担っている。 ところが、行政不服審査については、不服立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされているが、手続代理は弁理士法第72条の規制により行うことができない。国民の権利擁護や利便性に問題が生じている現状は憂慮すべきものである。 行政書士以外の隣接法律専門職種(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、その常用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が試験科目として含まれていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。 一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が試験科目としてあり、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは甚だ遺憾なことである。 申請から一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服立書等作成にとどまらず、引き続き行政不服審査手続代理を行うことで、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の権利擁護や利便性の向上が図られることとなる。	—	—	「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「行政書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めるとの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理の明確化を行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討する」となされたところである。現在、行政不服審査法の改革など行政救済制度の在り方を検討するため、総務大臣と内閣府特命担当大臣(行政刷新)を共同議長とし、政務三位等及び有識者で構成する「行政救済制度検討チーム」が開催されており、代理人の範囲をさらに拡大すること等について検討がなされる予定である。		1 0 2 5 0 3 0	個人	香川県	総務省 法務省		
040040	「弁理士過疎地域」における「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	行政書士法第1条の2	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方法その他の知識の貯蔵による電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(家屋敷登記簿(国庫簿を含む。))を作成すること。業とする。 二 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができる。	「弁理士過疎地域」における知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。	弁理士は商標権の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、四国地方のような弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たせられず、企業は不便を強いられている。 行政書士は、登録商標の譲渡や使用許諾等において、商標権の移転・使用権設定登録、譲渡、使用許諾契約書の作成等を行っており、登録商標の管理・活用を担う法律専門家である。ところが、商標登録出願は弁理士法の規制があるため、行政書士は行うことができない。「商標の権利から権利化後の管理・活用」までの一貫した法律サービスが提供できない。 商標とは「文字・図形・記号等」のことで、商標登録出願は定型的なものであり、難しいものではない。 知的財産管理技能士となるための知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。 知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」を行うことで、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」まで一貫して行うことができるようになり、企業の利便性が向上し、地域が活性化される。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないとしている。当該提案の実現については弁理士法に関わることであり、弁理士法に基づき判断されるべきものである。		1 0 2 5 0 4 0	個人	香川県	総務省 経済産業省		
040050	電子地域通貨	地方自治法第23条の6	地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄) 第二百三十一條の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。 2 証紙による収入の方法によるものは、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。 3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五條の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもって納付することができる。 4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間又は有効期限内に提示し、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五條の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取立てた金額による納付の要託を受けることができる。 6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切に実施することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定した者(以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。)が交付し又は交付する政令で定める証券その他の物又は証券、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納付期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。 7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに、当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。 (小切手の提出し及び公金振替書の交付) 第二百三十五條の六 第二百三十五條の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代り、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関を通して現金で支払をさせることができる。 2 前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が提出日付から十日以上を経過しているものであっても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。	自治体の歳入歳出について地域通貨による取り扱いは認めていただきたい。地域通貨を地方自治法上の証紙並みに証券とみなし、地方税、分担金、使用料、手数料の徴収に利用させてほしい。また、地域通貨によるコンビニ納付などを認めていただくことも、区自身があたかも第三者であるかのように地域通貨によって地方税等を徴収することを認めていただきたい。さらに歳入に際し、謝礼や報酬その他の支出について、小切手の提出しや公金振替書の交付にかえて地域通貨で取り扱うことを認めていただきたい。	区が発行主体となって地域通貨を発行、区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。 また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほか行政サービスなどを搭載することで行政改革をも実現していく。	C	—	地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に際し現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が典型的に高いと考えられ現金と同視するものに限って歳入の納付手段として規定していること。 - 市民のご要望にある地域通貨については、現行法上、現金以外の納付手段として認められている証券と同等の支払い確実性を有するものと言えないと考える。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 0 2 6 0 1 0	杉並区	東京都	総務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040060	電子地域通貨	地方自治法第235条の4	<p>◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （現金及び有価証券の保管） 第二三十五條の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。 2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。 3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。</p>	<p>○地域通貨を流通させるにあたり預かり金処理を行うため、地方自治法により法律又は政令の規定によるものでなければ保管することができないとされている現金又は有価証券（入札保証金、職員の給与に係る源泉所得税等）として地域通貨と換金された現金を認めていただきたい。</p>	<p>区が発行主体となって地域通貨を発行。区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほかに行政サービスなどを搭載することで行政改革をも実現していく。</p>	C	—	<p>・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。</p> <p>・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めることは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失うことから認められない。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>	電子地域通貨事業	10206020	杉並区	東京都	総務省	
040070	歳計外現金の取扱いの拡大	地方自治法第235条の4第2項 地方自治法施行令168条の7	<p>◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （現金及び有価証券の保管） 第二三十五條の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。 2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。 3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。</p> <p>◆地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄） （歳入歳出外現金及び保管有価証券） 第百六十八條の七 歳計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。 2 歳計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。 3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これをなすなければならない。</p>	<p>官民が共同して実施する収益事業について、配分前収入を歳計外現金として一時保管し、配分確定後に会計予算に収入とすることを可能にする。</p>	<p>本市中心市街地活性化区域内の集客向上のため、民間事業者との協働で市営駐車場と民間駐車場の共通回数券を発行し、利用者の利便性向上を図っている。その収入は毎月末の各駐車場利用実績により、民間と市に配分する形で、配分前収入は歳計外現金として一時保管し、確定後に駐車場会計予算へ収入となる取扱いとするために特区申請をする。この明確な料金管理を可能にする事により、民間事業者との協働事業において円滑に事業の拡大を進め、今後、市営の博物館と民間の映画館との共通利用券の取扱い事業などを展開していきたい。また、会計予算に他の収入が歳入されないため、実質的な経費状況が把握でき、適正な監理ができる。</p>	C	—	<p>・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。</p> <p>・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めることは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失うことから認められない。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		10207010	藤枝市	静岡県	総務省	
040080	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第2号及び第70条	<p>公立大学法人においては、地方独立行政法人法第70条の規定により、その業務が大学及び高等専門学校等の設置及び管理のみに制限されている。</p>	<p>公立大学法人において、地方独立行政法人法第70条の規定により、その業務が大学及び高等専門学校等の設置及び管理のみに制限されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合においては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。</p>	<p>実施内容 大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここでの活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術（たとえば疲労検査技術、健康関連商品等）を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。</p> <p>提案理由 上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産学官連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効果的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。</p>	C	I	<p>公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えられない。</p> <p>ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資先及び大学内の手続きその他の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとしたい。</p> <p>なお、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条の規定は、余裕金の運用、つまり、資金の管理について定めたもの（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に同様の規定がある。）であり、出資の是非と直接の関連はないものと考えられる。</p>		1034000	公立大学法人大阪市立大学	大阪府	総務省 文部科学省		
040090	市町村合併に伴う流域下水道にかかる下水道法の要件緩和～健全な水循環の形成～	下水道法第24条第2項、第3条第2項	<p>合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度までの範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなし、下水道法等が適用されることとしている。</p>	<p>現行法で規定されている流域下水道の定義は、二以上の市町村の区域における下水を排除するものとして定められているが、当該都道府県の下水道水源地として開発された閉鎖的な内水面域の水質保全を目的として設立認可されたものであり、かつ、合併市町村の区域がその水源地の一集水域であり、その汚水を高度に排除しなければならぬ場合には、市町村合併により一の市町村の区域における下水を排除することとなる。引き続き、現行法に規定する流域下水道とする。</p>	<p>宇陀市は、奈良県東部山間中央の小盆地に位置し、中央部には昭和49年に多目的ダムとして完成した壱生ダムを有し、奈良県営水道が用水供給する7市8町1村の水源地となっている。宇陀川の水質は、当時異臭問題が発生したことから問題提起され、地域開発への影響等が契機となって宇陀川流域下水道事業が計画された。しかし、当時の流域下水道事業の採択基準において、人口が3万人以上は流域下水道としては成り立たなかったが、都市用水の供給量が10万トン以上という話し合いにより採択に至った経緯から、県の流域下水道よりも高度な汚水処理を導入し昭和62年度から供用開始している。宇陀市は、宇陀川流域下水道の処理区域であった3町1村が加わる市町村合併により10年間の猶予期間が与えられた。しかし、この猶予期間は制度面及び時間的な激変緩和措置であり、期間満了後は通常の公共下水道になるという単に汚水処理する観点だけのものであり、宇陀川流域下水道事業の採択における話し合いの要件である都市用水供給という点については未だ流域下水道事業として存続していくものと考えられる。宇陀川流域下水道事業は、健全な水循環型社会の創出には欠かせない存在であり、また住民が安全で安心な水を飲むためには、三重県、京都府を通り木津川から淀川となって大阪湾へと流れる宇陀川流域の統合的水管理も担わなければならないことから、県の責務として流域下水道を運営しなければならぬと認識する。なお、現行法では二以上の市町村が受益する場合は県が公共下水道の管理者となる規定はあるが、水循環型社会の創出という大きな見地では単なる受益ということでは次元が異なるものと考えられる。</p>	—	—	<p>合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度までの範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法等の流域下水道に係る規定を適用することとしている。</p> <p>この規定は、提案主体が認めているとおり、流域下水道の建設・管理が市町村合併の支障とならないようにするためのものであり、合併特例法における他の特例措置と同様、合併市町村の行政運営を円滑にするための時限的な措置である。</p>	<p>管理コード1200500において、国土交通省が本提案に対し、事務委託の方法により現行地方自治法で対応可能である旨回答しているが、総務省としての見解を示されたい。</p>		1038000	宇陀市	奈良県	総務省 国土交通省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁					
040150	普通地方公共団体の事務の委託先の拡大	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、公営企業法第33条の2	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （私人の公金取扱いの制限） 第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。 ◆地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄） （個人の徴収又は収納の委託） 第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の徴収又は収納については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 一 使用料 二 手数料 三 賃料 四 物品売払代金 五 貸付金の元金償還金 2 前項の規定により徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該徴収の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。 3 第一項の規定により徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した収入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方法その他の電算によつては記録することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に提出しなければならない。 4 第一項の規定により徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る個人の徴収又は収納の事務について検査することができる。 ◆地方公営企業法（昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号）（抄） 第三十三条の二 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。	普通地方公共団体の事務の委託先に特別地方公共団体を追加する。	あわら市の下水道給水事業は、戸原温泉街の区域を特別地方公共団体の戸原温泉上水道財産区が、温泉街以外の区域を市が、それぞれ運営している。市の給水区域では、下水道使用料と水道料金を合算して納付書に記載し発行するため、収納率は97～98%で推移しているが、温泉街の区域では、下水道使用料と水道料金の納付書が別々に発行されることから、水道料金を納入しても下水道使用料は納入しないという例などにより、収納率は84%となっている。このため、市の下水道使用料の徴収等に関する事務を戸原温泉上水道財産区に委託することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、収納から督促、延滞金の徴収等まで行わせることで、下水道使用料の収納率の向上を図るものである。	D（一部）C	地方自治法第243条の例外として、使用料、手数料等については、地方自治法施行令第158条により、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」とされている。また、地方公営企業法第33条の2においても、管理者は「地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる」と規定されている。 この場合の「私人」とは、自然人、法人を問わず、地方公共団体も含まれると解釈されており、特別地方公共団体である財産区もこの「私人」の範囲に含まれるものである。 一方、財産区は、その所有し又は設置する財産又は公の施設の管理及び処分範囲内において、権能を有することから、ご提案の具体的な内容である財産区への下水道使用料の徴収事務の委託については、下水道使用料の徴収が、当該財産区内の権能の範囲内にあると客観的に判断される場合には、委託を受けることが可能になるものであり、ご提案の内容については、この趣旨を踏まえて当該財産区において判断されるべきである。 なお、督促状の発行や延滞金の徴収は、地方自治法施行令第158条及び地方公営企業法第33条の2に規定による徴収又は収納事務の委託には含まれないので、これらの事務を委託することはできない。	右提案者からの意見と踏まえ、地方自治法第252条の14に規定する事務の委託について、特別地方公共団体にまで拡大することができ、再度検討し回答されたい。	財産区を私人とみなし下水道使用料の収納事務を委託した場合は、請求及び徴収を財産区管理者等で行い、滞納使用料に係る督促及び延滞金の賦課徴収を市長で行うことになるため、事務が錯綜し混乱を来すおそれがある。さらに、差押え、強制徴収等の滞納処分に関しては、財産区管理者が請求した使用料の滞納について、市長がこれを行うこととなり、両者間の十分な調整が必要となるばかりか、市民にとってもわかりにくいシステムとなる。このため、地方自治法第252条の14で定める事務の委託の相手方を特別地方公共団体にまで拡大し、包括した事務の委託を可能にすることにより、事務処理の円滑化と収納率の向上を図られるものである。						あわら市	福井県	総務省			
040160	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和	危険物の規制に関する政令第3条第1号	給油取扱所において、ガソリンや軽油と同様にバイオエタノールを含有するガソリンのうちE3及びE10を含有するガソリンについては、E10からE20の範囲に適合し、販売される。	「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格を改めた上で、改正後の当該規格に適合し、販売されるE10からE20については、第四類第一石油類（消防法別表第一第十四号のガソリン）に該当し、給油取扱所で給油することができることを求める。	現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じた蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す。「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有割合が3%であるもの（E3）までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては10%まで（E10）、ブラジルにおいては20から25%まで（E20～E25）ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が行われている。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出されE10等を使用しても何ら問題が生じない構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると考えられる。かかる状況下において、またグリーンイノベーションを目指しているところ、E10等の使用が認められないというは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置については実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。	F	揮発油販売業者は、経済産業省所管の揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条の規定により、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の揮発油規格に適合したものを自動車用の燃料の揮発油として消費者に販売することができるとされている。揮発油規格に適合したE10の性状はガソリンとは異なること等を踏まえ、消防庁では、給油取扱所でE10を取り扱う場合に講ずべき安全対策について検討するため、実証実験を実施してきたところである。 その結果、現行の給油取扱所で講じられている安全対策に加え、下記①及び②に掲げる安全対策を講ずれば給油取扱所において防火上支障なく給油することが可能であることがわかっており、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10を自動車用の燃料の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、当該事業所において下記①及び②に掲げる対策を講ずることによりE10を給油することができるよう所要の措置を講ずる予定である。 ① E10を採る部分にゴム系の材料を用いた設備等は、適切に日常点検を実施すること。 ② 給油機等には、E10を採る部分に腐食させる可能性があることから、E10を使用することによる設備の劣化の状況がガソリンよりも早く進行する点。 ③ 消防用機器については、アルコール火災を有効に消火できることとすること。 ④ 給油機等には、E10を採る部分に腐食させる可能性がある点。 ⑤ バイオエタノールは水溶性を有することから、発泡した泡が水で壊れないアルコール火災用の泡消火器を用いる必要があるため。また、E20への対応については次のとおりである。 給油取扱所で危険物が流出した場合、当該施設内に設置されている油分分離槽で危険物を回収し火災危険性のなくなった排水を施設外に排出している。水溶性のエタノールが10%含まれるE10が流出した場合、前述の実験で油分分離槽より排出される排水からは揮発下限界を若干下回る可燃性蒸気が発生することが実証されている。一方、水溶性のエタノールを20%含むE20は、E10より水との親和性が高く、油分分離槽により排出される排水から揮発下限界を上回る可燃性蒸気が発生することが想定され、油分分離槽のみでは安全性が確保することはできない。そこで、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける措置が必要と考えられる。 したがって、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE20を自動車用の燃料の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、当該事業所において前述のE10の給油に対して講ずべき措置に加え、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける対策を講ずることによりE20を給油することができるよう所要の措置を講ずる予定である。	右提案者からの意見と踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、回答にあたっては、E10及びE20を給油することができるとして、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得べく検討を行っているところである。」と経済産業省より回答があったところであるが、貴省ご回答にある「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10を自動車用の燃料の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には」とは、「揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき試験研究認定制度を活用して認定を受けた場合に限られるのか、指示されたい。併せて、E20の場合における考え方についても指示されたい。	貴省ご回答においては、E10及びE20を給油することが出来るよう所要の措置を講じる予定であるとのことであるが、その時期について指示されたい。 なお、管理コード11000提案で「E10の給油の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得べく検討を行っているところである。」と経済産業省より回答があったところであるが、貴省ご回答にある「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10を自動車用の燃料の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には」とは、「揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき試験研究認定制度を活用して認定を受けた場合に限られるのか、指示されたい。併せて、E20の場合における考え方についても指示されたい。							宮古島バイオエタノールプロジェクト	107630	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省
040170	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の推進	地方独立行政法人法第8条第3項	地方独立行政法人法第6条第1項第5号において、定款に「特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別」を規定することとされており、同条第3項において、この規定事項は変更することができないとされている。	地方独立行政法人法では、特定地方独立行政法人（公務員型）と一般地方独立行政法人（非公務員型）の法人区分変更は認められていない。 ①現状 大府府立病院機構は組織マネジメントの強化や地域医療へのより一層の貢献を進めるため、公務員型から非公務員型への移行を目指している。 ②問題点 府立病院機構は医療観察法病棟の指定を受けるため、公務員型として設立されたが、現在は省令改正により非公務員型でも医療観察法病棟の運営が可能となっている。 しかし、地方独立行政法人法では公務員型から非公務員型への移行は認められていないため、一旦公務員型法人を解散させた上で、再度非公務員型法人として設立する方法をとらざるを得ない。この方法では診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることとなるため、非公務員型への移行は困難となる。国の独立行政法人を非公務員化する際は個別に法律改正を行っており、解散・新設の手続きを必要としないが、地方独立行政法人のみ解散・新設の必要性について、合理的な根拠がある場合は、具体的に示されたい。 ③解決策 公務員型から非公務員型への定款変更を認める。 ④効果 非公務員化により、柔軟な給付制度の構築が可能となり、優秀な医療人材の確保ができるなど、病院機構の組織マネジメントの強化が図られるとともに、地方公務員法上の規制がなくなるため、病院機構の職員が企業や大学との共同研究に従事しやすくなり、新しい医薬品や医療機器の開発への貢献が期待できる。	地方独立行政法人法では、特定地方独立行政法人（公務員型）と一般地方独立行政法人（非公務員型）の法人区分変更は認められていない。 ①現状 大府府立病院機構は組織マネジメントの強化や地域医療へのより一層の貢献を進めるため、公務員型から非公務員型への移行を目指している。 ②問題点 府立病院機構は医療観察法病棟の指定を受けるため、公務員型として設立されたが、現在は省令改正により非公務員型でも医療観察法病棟の運営が可能となっている。 しかし、地方独立行政法人法では公務員型から非公務員型への移行は認められていないため、一旦公務員型法人を解散させた上で、再度非公務員型法人として設立する方法をとらざるを得ない。この方法では診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることとなるため、非公務員型への移行は困難となる。国の独立行政法人を非公務員化する際は個別に法律改正を行っており、解散・新設の手続きを必要としないが、地方独立行政法人のみ解散・新設の必要性について、合理的な根拠がある場合は、具体的に示されたい。 ③解決策 公務員型から非公務員型への定款変更を認める。 ④効果 非公務員化により、柔軟な給付制度の構築が可能となり、優秀な医療人材の確保ができるなど、病院機構の組織マネジメントの強化が図られるとともに、地方公務員法上の規制がなくなるため、病院機構の職員が企業や大学との共同研究に従事しやすくなり、新しい医薬品や医療機器の開発への貢献が期待できる。	C	地方独立行政法人の設立に当たり、労働基本法の制限を伴う特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとするため、特定地方独立行政法人か否かの別について定款を変更することはできないこととしている。 特定地方独立行政法人か否かの別を定款で定めることは、職員自身の身分関係はもとより業務運営のあり方、個々の職員の地位等に關する極めて重要な要素であることにかんがみ、設立団体が安易に判断することとなることがないよう、定款の必要の記載事項とすることとし、慎重な検討を担保するため、国と地方で制度が異なっていくことと。	右提案者からの意見及び補足事項の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、回答にあたっては、国と地方の制度が異なる合理的な根拠を明確に示されたい。	国の特定独立行政法人が一般独立行政法人に移行する際、個別に法律改正が行われるため、解散、新設の手続きは必要とされていない。 一方、特定地方独立行政法人が一般地方独立行政法人（以下「非公務員型法人」という。）に移行するには、「法人を解散、新設するしか方法がない。その場合、診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることとなるため、事実上、非公務員型法人への移行が出来ない状況にある。このため、大阪府としては、定款変更による非公務員型法人への移行を可能とするよう特区提案をしたものである。 定款変更による移行が可能となった場合でも、地方独立行政法人を設立する場合と同様に、地方議会の議決と総務大臣の認可が必要とされており、慎重な手続きが担保されている。 しかしながら、国の独立行政法人は個別法の改正により非公務員化が可能であるにも関わらず、地方独立行政法人には定款変更を禁止し、非公務員化を認めていない。このことについて、合理的な根拠を具体的に示されたい。							大阪府	大阪府	総務省		